

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内判決紹介

趣味の任意団体が使用する名称であっても「商標」に該当すると判断された事案

国内審決紹介

1. 3 条 2 項の適用を受けた商標が異議申立てで周知性を否定された事案
2. 称呼共通でも文字部分の比較において外観上区別可能と判断された事案
3. 「○○＋一般的な名称(略称なども含む)」に関する審決の比較検討

外国情報

1. ベトナム 知的財産専門裁判所創設へ
2. ブラジル 商標優先審査制度開始へ
3. イギリス 過度に広い指定商品に関する新審査方針を発表
4. アメリカ 外国企業の商標出願に求められる誠実な使用意思「bona fide intent to use」 — CUADRA 事件からの示唆

■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 1 8 番 8 号

メットライフ江戸橋ビル 3 階

国内判決紹介

趣味の任意団体の名称であっても「商標」に該当すると判断された事案

判決言渡日：令和 7 年 5 月 29 日 事件番号：令和 7 年（行ケ）第 10006 号

事案概要

原告が、特許庁が被告の商標登録第 6573769 号「JMAC（標準文字）」（以下、「本件商標」という）に対して下した「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（無効 2023-890077）の取消を求めて提起した審決取消訴訟。商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗違反）に該当するかが争われた事例です。

【本件商標】

登録番号	第 6573769 号
商標	J M A C（標準文字）
指定商品	第 28 類 ミニチュアカー，おもちゃ，人形
出願日	平成 3 年 11 月 22 日
登録日	平成 4 年 6 月 17 日

判決抜粋

商標法 4 条 1 項 7 号については、公序良俗に反する商標の登録を阻止するためのものであり、典型的には、商標を構成する標章自体が公序良俗に反する場合に、登録商標による保護を与えないことを趣旨とするものである。商標登録につき先願主義（同法 8 条 1 項）を採用する我が国の法制度の下では、私的紛争の範囲内において、一方の利害関係人が先に出願し登録を得たとしても、当然には同法 4 条 1 項 7 号には該当しないものと解される。

本件団体は、昭和 36 年結成のミニチュアカー文化の普及と発展を目的とする団体であり、「JMAC」を通称としている。

本件商標の構成自体には公序良俗に反する要素は認められない。本件出願時に原告が本件団体の会長の、被告が関西支部長の地位にあったことは客観的事実であり、本件の実体は、原告と被告の間の本件団体の在り方を巡る見解の対立等から派生した問題とみられ、原告自ら速やかに商標登録出願を行うことを妨げるべき事実も認められない。

本件団体の会員数が近時 100 人前後であることに鑑みれば、本件商標の出願・登録が、当事者間の私的領域の問題を超えて公序良俗に関わることになるとはいえず、本件商標が商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとは認められない。

原告は、本件団体は趣味の会であるから本件商標は「標章」ではあるが商標ではなく、原告が商標登録出願をする機会があったとする本件審決の判断は誤りである旨主張する。

商標法 2 条 1 項各号によれば、「商標」は、「標章」のうち、業として商品を生産、譲渡等し、又は業として役務を提供等する者が商品ないし役務について使用するものである。しかし、「業として」というためには営利を目的とする必要はなく、同号記載の各行為が反復継続してされれば足りるものであるところ、本件団体は、近

時はミニカーに「JMAC」の文字やロゴを入れたものを支部単位で年 2 回まで会員に配布し、本件団体の中央でも 50 周年モデル、60 周年モデルとしてこのようなミニカーを各支部に配布するなどしている。したがって、本件団体において使用されていた本件商標が「商標」に該当しないとはいえない。

寸評

今回の裁判で、原告は、自らが会長を務める本件団体は趣味の任意団体であり、業としての行為（商標法 2 条 1 項各号）は存在しないから、本件団体が「JMAC」を用いたとしても、それは「標章」であって「商標」ではなく、「JMAC」が商標でない以上、原告が自ら出願することが可能とはいえない、と主張し、商標法 4 条 1 項 7 号該当性の判断の誤りを主張しました。

しかし、裁判所が判示している通り、「商標」の成立要件である「業として商品を生産、譲渡等し、又は業として役務を提供等する者が商品ないし役務について使用するもの」（商標法 2 条 1 項各号）の「業として」というためには、「営利目的」である必要はなく、商品の生産、譲渡などの行為が「反復継続」していれば（若しくは「反復継続の意思」があれば）足りると解すべきです。

したがって、営利目的でなくても、反復継続して生産又は譲渡される商品などに付する標章（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）は、当該商品を営利目的で生産・譲渡しない場合であっても、「商標」として成立します。組織と過去にその組織に属していた者との間で商標権の帰属について争う事案が散見されますので、先願主義を採用する日本の商標法の下では、この様な商標についても速やかに出願を行うことが賢明であると考えます。

(担当：中川)

国内審決紹介

1. 3 条 2 項の適用を受けた商標が異議申立て周知性を否定された事案

審決日：令和 7 年 4 月 15 日 事件番号：異議 2024-900256

事案概要

本件商標は、引用各商標 1 乃至 3 と類似するため 4 条 1 項 11 号、及び周知著名な引用各商標と要部が共通し、出所混同を生じるおそれがあるため同項 15 号違反を理由とした異議申立（結論：維持決定）。

本件商標（6848927）	引用商標 1（2716969）	引用商標 2（5016254）	引用商標 3（4078557）
きびスイート	き び	きび	きび [®] 砂糖
30 類：砂糖，甘味料（天然のもの），料理用人工甘味料	30 類：原材料が砂糖きびである砂糖	30 類：アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，等	30 類：甘蔗糖
	3 条 2 項適用		3 条 2 項適用

決定抜粋

引用商標 1 及び引用商標 3 は、商標法第 3 条第 2 項の適用を受けて登録された。(中略) 引用商標 1 及び引用商標 2 に係る指定商品との関係では、「きび」の語が商品の原材料や品質を表示するにすぎないといえるところ、申立人の提出に係る証拠からは、申立人がその指定商品に「きび」の文字のみからなる商標を単独で取引上使用していることが確認できないことから、引用商標 1 が商標法第 3 条第 2 項の適用を受けて登録されたものであるとしても、申立人の提出した証拠及び同人の主張によっては、本件商標の登録出願時及び登録査定時に至るまで、その周知性が継続していたと認めることはできない。したがって、引用商標 1 及び引用商標 2 は、本件商標の登録出願時及び登録査定時に我が国の需要者の間に広く認識されているものと認めることができない。

寸評

決定では、申立人の提出した証拠から、引用商標 3 は周知性が継続していると認められましたが、引用商標 1「きび」は、指定商品について単独で取引上使用されていることが確認できず、現在における周知性が否定されました。3 条 2 項は、本来識別力を欠く 3 条 1 項 3 号から 5 号の例外規定であり、適用を受けるには、出願商標と使用商標との同一性が厳格に判断されるため、2 項の適用を受けた登録商標の周知性を継続させるには、適切な使用態様（商標的使用態様・登録商標と使用商標の同一性）と相応の努力が必要だと考えさせられます。3 条 2 項が絡む審決・判決例等の多くが、出願商標と使用商標の同一性や、周知性の立証がポイントとなっているところ、3 条 2 項の適用を受けて登録された商標が異議申立における 4 条 1 項 11 号及び 15 号の根拠として用いられている点で、商標の類否判断や、その周知性の認定について参考になると考え、取り上げました。

(担当：松嶋)

2. 称呼共通でも文字部分の比較において外観上区別可能と判断された事案

審決日：令和 7 年 5 月 14 日 事件番号：不服 2025-000736

事案概要

本願商標と引用商標は、構成全体で比較しても、文字部分同士を比較しても、外観上区別可能であり非類似と判断された事案。

本願商標（2023-90456）	引用商標（4702505）
e n e m o	エ ネ モ 
12 類：陸上の乗物用の原動機，陸上の乗物用の駆動原動機，インホイールモーター，インホイールモーターの部品（09B01 11A01）	12 類：陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。）（09B01），陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機（その部品を除く。）（11A01），等

審決概要

本願商標と引用商標は、それぞれ、上記のとりの構成からなるところ、構成全体の比較においては、色彩及び図形の有無等により、外観上、明確に区別し得るものであり、文字部分同士の比較においても、文字種及び書体が異なることから、外観上、明確に区別し得るものである。また、両者はいずれも「エネモ」の称呼を共通にし、特定の観念を生じないものであるから、称呼を共通にし、観念においては比較することができない。ところで、本願の指定商品は、上記 2 のとおり「陸上の乗物用の原動機，陸上の乗物用の駆動原動機，インホイールモーター，インホイールモーターの部品」であるが、当該商品は、一般の消費者が購入する商品とはいえず、その取引者、需要者は、乗物に関する製造業者やメンテナンス業者といった専門の事業者であるから、かかる事業者が取引の際に払う注意力は、比較的高いというべきである。そうすると、本願商標と引用商標とは、その外観、称呼、観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、両者は称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別でき、観念において比較することができず、取引の際に払われる取引者、需要者の注意力が高いという取引の実情を考慮すれば、両者は商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきである。

寸評

ローマ字とカタカナの商標の類否判断では、同一称呼の範囲内で文字種を相互に変換することが取引上通常に行われるため、観念上区別し得る場合でなければ類似と判断される傾向があるように思いますが、本件は指定商品の取引の実情を考慮の上、構成全体のみならず、文字部分同士の比較においても外観上区別可能と判断されています。個人的には、引用商標の構成中「エネモ」の文字は、その下に配されたキャラクターの名称と理解されるため構成全体として非類似との判断が妥当ではないかと思います。

(担当：松嶋)

3. 「○○+一般的な名称(略称なども含む)」に関する審決の比較検討

3-1. 不服 2024-007544

本願商標（商願 2022-140816）	引用商標（登録第 5776575 号）
しあわせの生ソーセージ （標準文字）	しあわせの
指定商品：第 29 類 ソーセージ，ソーセージを主材とする惣菜）	指定商品：第 29 類 食肉，肉製品，食用油脂，お茶漬けのり，ふりかけ

審決概要

本願商標の構成文字は外観上まとまりよく一体的に表されており、いずれかの文字部分が自他商品の出所識別標識として強い印象を与えるものではない。また、本願商標の構成文字全体から「幸せ（幸福）の生の非加熱のソーセージ」ほどの一連の観念が生じ得るものであり、文字部分全体から生じる「シアワセノナマソーセージ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。そうすると、本願商標のかかる構成及び称呼等においては、殊更に、「しあわせの」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。してみれば、本

願商標について、その構成中の「しあわせの」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

3-2. 不服 2024-8864

本願商標（商願 2023-50710）	引用商標（登録第 2670593 号）
おまかせレンジ （標準文字）	おまかせ
指定商品：第 11 類 業務用レンジ，電子レンジ，家庭用電気レンジ，家庭用電子レンジ，等）	指定商品：第 11 類 家庭用電熱用品類等）

審決概要

本願商標の構成文字は、外観上まとまりよく一体的に表されており、いずれかの文字部分が自他商品の出所識別標識として強い印象を与えるものではない。

また、「おまかせ」と「レンジ」の両語を結合して特定の意味を有する成語となるものではないが、その指定商品との関係よりすれば、その構成全体から「任せられるレンジ」ほどの一連の観念を想起させるものであり、文字部分全体から生じる「オマカセレンジ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。そうすると、本願商標のかかる構成及び称呼等においては、殊更に、「おまかせ」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。してみれば、本願商標について、その構成中の「おまかせ」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

3-3. 不服 2024-13386

本願商標（商願 2023-103353）	引用商標（登録第 2670593 号）
L i n o L i g h t （標準文字）	リノ （標準文字）
指定商品： 第 9 類 理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，等 11 類 電球類及び照明用器具，LED 照明用器具，照明用器具及び装置，乗物用ライト 等	指定商品：第 9 類 理化学機械器具，電池，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，等）
	引用商標（登録第 5503840 号）
	L i n o リノ 指定商品：11 類 電球類及び照明用器具，家庭用浄水器，あんどん，ちょうちん，ガスランプ，石油ランプ，等）

審決概要

本願商標の構成文字は外観上まとまりよく一体に表されており、その構成全体から生じる「リノライト」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。そして、たとえ、本願商標の構成中「Light」の文字部分が「光、照

明、照灯、明かり」を意味するとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、当該文字部分が商品の品質等を表したものと直ちに認識されるとはいえず、むしろ「LinoLight」の構成文字全体をもって、一体のものとして認識され、把握されるとみるのが相当である。また、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、殊更に「Light」の文字部分を捨象し、「Lino」の文字部分に着目するというべき事情は見いだせない。そうすると、本願商標は、「LinoLight」の構成文字が不可分一体のものとして認識されるものといわなければならない。してみると、本願商標の構成中「Lino」の文字部分を分離、抽出した上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定判断は妥当なものとはいえない。

寸評

今回取り上げた 3 件の審決では、いずれも出願商標は構成文字全体が一体不可分のものとして認識され、引用商標とは非類似と判断されました。

「〇〇 + 指定商品・役務の一般的な名称(略称なども含む)」からなる商標について類否判断を行う場合、一般的な名称の部分を除いた「〇〇」部分を要部として抽出し、他人の先願商標と対比を行うのが原則であると考えます。

ただ、本件事案の様に、一般的な名称を含む全体からまとまった観念（一連の観念）が認識・理解される場合や、全体の外観上一体性が認められる場合、構成文字全体から生じる称呼が無理なく一連に称呼し得るなどの場合には、構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握されるのが自然であるとして、「〇〇」の文字からなる商標とは非類似であると判断される事案が散見されます。

出願商標の態様を判断する際には、実際の使用（予定）態様を考慮し、一般的な名称を含んだ態様で出願すべきか否か、また、一般的な名称を含まない態様に加え、含んだ態様も併せて出願すべきか等も慎重に検討することが、他人にいずれかの態様を登録されないようにするためには、必要であると考えます。

（担当：中川）

外国情報

1. ベトナム 知的財産専門裁判所創設へ

2025 年 6 月 24 日、ベトナム国会では改正裁判所法案が可決され、ハノイ及びホーチミンにそれぞれ知的財産専門裁判所が設立されることとなりました。改正により裁判所の構造は次の通り変更となります。



一部（ハノイ及びホーチミン）の地域人民裁判所には、知的財産に関する事件を扱う特別部門が設けられており、知的財産裁判所はその専門部門として機能することになります。改正法の施行は 2025 年 7 月 1

日ですが、実際の運用は 2025 年 10 月以降となることが見込まれています。ベトナムでは知的財産保護強化と商事紛争の解決における専門性と一貫性を求める声が高まっていて、2023 年から国会に法案の提案がなされていました。

2. ブラジル 商標優先審査制度開始へ

2025 年 8 月 7 日より、ブラジルでは一定の条件を満たす商標登録の出願人に対して、審査の迅速化を図る優先審査制度が開始されます。「優先審査が認められる出願人」には以下が含まれます。

- ・先行商標に基づいて異議申立を行っている者
- ・公的な補助金を得るために商標登録を要する者
- ・訴訟に関与している者
- ・優先審査中の特許に関連する商品又は役務を提供する者

優先審査は有料です。自動的に行われるわけではなく、申請が必要です。

(担当：和田)

3. イギリス 過度に広い指定商品に関する新審査方針を発表

英国知的財産庁（UKIPO）は、英国最高裁判所判決「Skykick UK Ltd v Sky Ltd（2024 UKSC 36）」（[ニュースレター2025 年 02 月号参照](#)）を踏まえ、2025 年 6 月 27 日付で、指定商品・役務の範囲が過度に広い又は広範な用語を使用した商標出願に関する審査実務修正通知（Practice Amendment Notice：PAN 1/25）を発行しました。当該通知は同日付で適用されます。

今回の通知により、審査官は、指定範囲が明らかに過度に広範な場合には、「不正の意思(bad faith)」を理由として拒絶通知を発する可能性がある旨が示されました。

具体的には、下記のようなケースで拒絶理由が通知される可能性があります。

- ・ 全 45 区分すべてを指定する出願
- ・ 第 9 類について、全ての商品を指定する場合
- ・ 多数の商品・役務を多数の区分にわたって一括して指定する場合
- ・ クラスヘディング（class headings）を使用し、多数の区分を指定する場合

また、広義の用語の例として、第 9 類「computer software」、第 5 類「pharmaceuticals」、第 25 類「clothing」が挙げられています。

なお、全 45 区分を指定する出願および第 9 類について全ての商品を指定する出願については、原則として拒絶理由が通知されます。それ以外の場合は個別の判断となるため、必ずしも拒絶理由が通知されるとは限りませんが、第三者による異議申立ての根拠となり得ることから、慎重な対応が求められます。

(担当：新井)

4. アメリカ 外国企業の商標出願に求められる誠実な使用意思「bona fide intent to use」

— CUADRA 事件からの示唆

Tequila Cuadra S. de RL de CV v. Manufacturera de Botas Cuadra, S.A. de C.V.（異議申立番号 91282327）

（事案の概要）

革製品（バッグや靴等）のメキシコ製造業者である Manufacturera de Botas Cuadra, S.A. de C.V.（以下「Botas 社」）は、商標法第 1(b)条に基づき、第 33 類「ビールを除くアルコール飲料、特定基準に従ってメキシコで生産される蒸留酒」について、商標「CUADRA」を出願しました。

これに対し、「CUADRA」ブランドのテキーラを輸出していた Tequila Cuadra S. de R.L. de C.V.（以下「Tequila 社」）は、以下の理由に基づき異議申立を行いました。

- (1) 出願人に誠実な使用の意思（bona fide intent to use）が欠如していること（商標法第 1(b)条）
- (2) Tequila 社が先に使用していたアルコール飲料に対する商標「CUADRA」との混同のおそれ（商標法第 2(d)条）

（決定）

米国特許商標庁 商標審判部(TTAB)は、出願人が出願時に誠実な使用の意思を欠いていたと判断し、異議申立を認容しました。誠実な使用意思の欠如が認められたため、TTAB は混同のおそれの有無については判断しませんでした。

（判断の内容）

米国における商標の「誠実な使用の意思（bona fide intent to use）」とは、単なる商標権の確保を目的とするのではなく、通常の商取引に基づく現実的かつ具体的な使用計画を伴う必要があります。この意思は客観的に判断され、単なる主観的信念では足りません。具体的な計画や準備状況を示す証拠（例：ビジネス提案書、米国取引先とのやり取り等）が求められます。

誠実な使用意思の欠如については、まず異議申立人が、証拠の優越（preponderance of the evidence）により証明責任を負います。出願人から誠実な使用意思を裏付ける文書的証拠が一切提出されない場合、それ自体が意思の欠如を示す客観的証拠となります。

異議申立人が一応の立証（prima facie case）を果たしたと認められた場合、誠実な使用意思の存在を証明する責任は出願人側に転嫁されます。

本件では、出願人が、異議申立人からの質問書（Interrogatories）に対し、CUADRA ブランドのアルコール飲料に関して米国の規制当局と一切連絡を取っていなかった旨を認めたことに加え、文書提出要求に対しても、通信記録、契約書、請求書、ラベル、申請書、注文書、事業計画等、いかなる資料も提出しなかったことが確認されました。

これらの事情から、TTAB は異議申立人による一応の立証が成立していると判断し、以降の証明責任は出願人に移りました。

出願人は、以下の証拠を提出し、誠実な使用意思の存在を主張しました。

- a) CUADRA 商標のプロモーション活動の一環として、2010 年以降、アルコール飲料を製造・販売していた証言
- b) CUADRA ブランドのアルコールボトルを製作し、SNS 投稿で宣伝していた記録および証言

c) 関連会社 Viñedo San Miguel を通じたアルコール飲料の製造・流通能力に関する証言

しかし、TTAB はこれらの証拠を総合的に判断し、米国市場における誠実な使用意思を示すものとしては不十分と結論づけました。

(a)(b)に関しては、SNS 投稿に登場する CUADRA ブランドのボトルが、出願人の衣類や靴の宣伝用小道具に過ぎず、またボトルのラベルがスペイン語表記で米国市場を意識したものではないこと、加えて投稿自体が関連会社のアカウントによるもので、出願日前のものとは確認できなかったことが指摘されました。

(c)に関しては、出願人自身の製造・流通能力に関する資料はなく、関連会社の能力のみが示されており、しかも当該会社が米国市場向けに実際に製造・販売した実績も提示されていませんでした。

さらに TTAB は、仮に出願人が CUADRA ブランドのアルコール飲料をメキシコ国内で広告用の小道具ではなく、実際に製造していたことを証明したとしても、それだけでは米国内における誠実な使用意思の立証にはならないと指摘しました。さもないと、いかなる外国出願人も、国外における製造販売の事実のみで、米国市場における使用意思の立証が可能になってしまうためです。

本件から得られる実務上の教訓として、外国企業が米国で商標を出願する際には、誠実な使用意思を裏付ける具体的な計画や文書（販売計画、取引先との交渉記録、事業提案書等）を事前に準備・保存しておくことが極めて重要です。また、日本その他の国での販売実績のみでは、米国市場における使用意思の証明にはならない可能性がある点にも、十分留意すべきです。

（担当：新井）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END